

## 1 事業名

所沢市保健所設置検討委員会条例の制定

## 2 事業の概要

本委員会は、地域保健法第 5 条第 1 項に基づき設置する所沢市保健所の設置に関する調査及び審議を行う附属機関であり、同委員会の運営等に関して条例で定めるものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

同様の趣旨により附属機関を設置している事例として、越谷市、茨城県水戸市などがある。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法、地域保健法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

(委員報酬額を定めるため、所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正)

新

旧

議案第 1 1 8 号 所沢市保健所設置検討委員会条例

◎所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第 2 項関係）

別表第 1（第 2 条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額	
略		
市民医療センター倫理審査委員会委員	略	
保健所設置検討委員会委員	日額	7,900円
保健医療計画推進委員会委員	略	
略		

別表第 1（第 2 条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額
略	
市民医療センター倫理審査委員会委員	略
保健医療計画推進委員会委員	略
略	